

(証券コード 3945)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都豊島区西池袋五丁目18番11号
bd スーパーバック株式会社
代表取締役社長 樋 口 肇

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.superbag.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード(3945)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月26日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時 （受付開始 午前9時30分）
2. 場 所	埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地 当社 所沢工場 会議室 （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項	報告事項 1. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計 算書類監査結果報告の件 2. 第88期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面交付請求いただいていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- 書面交付請求をいただいた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした書類の一部であります。
- ①事業報告の「会社の体制及び方針」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

インターネット



行使期限

2025年6月26日 (木) 午後5時45分まで

パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください。

郵送

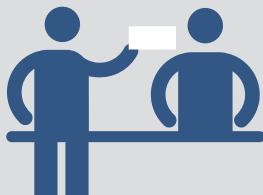


行使期限

2025年6月26日 (木) 午後5時45分必着

議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会にご出席される場合



株主総会 開催日時

2025年6月27日 (金) 午前10時

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- 当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きいづれも不要です。

議決権行使のお取り扱い

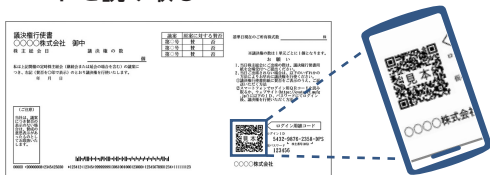
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書用紙（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

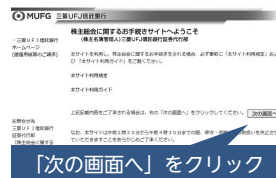
2 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手持の議決権行使書用紙（右側）に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

- ・ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

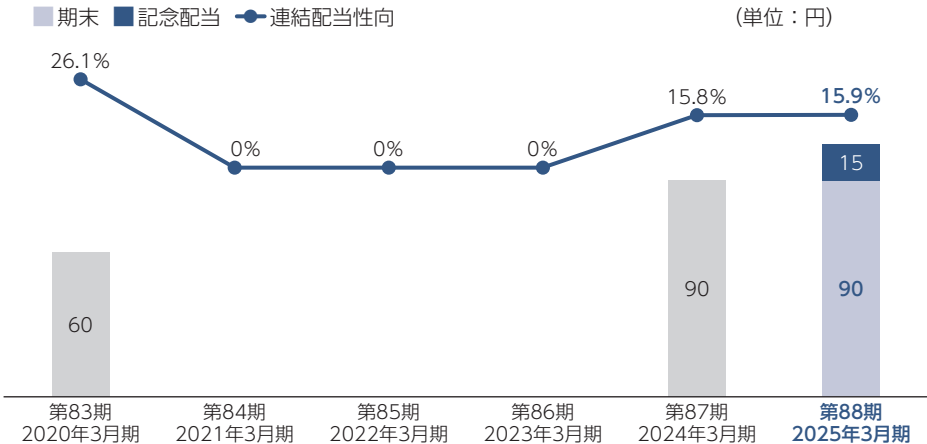
当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

当社は本年をもちまして創業120周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご指導の賜物であると心より感謝申し上げます。第88期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、普通配当90円に記念配当15円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 105円 (普通配当90円・記念配当15円) 総額 155,731,485円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月30日

1株当たり配当金の推移



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より迅速な意思決定を行うため1名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	在任年数	取締役会 出席状況
1	再任 ひ 樋 ぐち 肇 はじめ	代表取締役社長執行役員	4年	100% (15回／15回)
2	再任 かね 兼 ひら 平 しゅう 修 いち 一	取締役常務執行役員 管理本部長、EC事業部管掌	4年	100% (15回／15回)
3	再任 ふく 福 だ 田 ひで 英 のり 範	取締役社長補佐執行役員	11年	100% (15回／15回)
4	再任 もと 元 き 木 あゆむ 歩	取締役執行役員 物流本部長	4年	100% (15回／15回)

- (注)1. 在任年数は、本定時株主総会終結時のものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在のものであります。

候補者
番号

1

樋口 肇
はじめ

■ 在任年数 4 年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日
1970年 5月 21日

■ 所有する当社の株式数
2,279株

■ 取締役会への出席状況
100%（15回/15回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月	安田火災海上保険株式会社入社
2020年 4 月	当社入社
	当社ベンダー推進部長
2021年 4 月	当社執行役員(経営担当)
2021年 6 月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
2022年 5 月	北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長（現任）
2022年 8 月	台湾超級包装材料股份有限公司董事長（現任）

取締役候補者とした理由

樋口 肇氏は、長年にわたり損害保険業務に携わり、営業部門のマネジメント業務経験を通して専門的な知識を有しております。当社においてもそれらの経験を活かし、経営全般において強いリーダーシップを発揮し、成長戦略の推進に努めております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かねひら しゅういち
兼平 修一

■ 在任年数 4 年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日
1967年 2月 17日

■ 所有する当社の株式数
1,948株

■ 取締役会への出席状況
100%（15回/15回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月	株式会社日本興業銀行入行
2020年10月	当社顧問
2021年 4 月	当社執行役員管理本部副本部長
2021年 6 月	当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長（物流本部管掌）
2021年 8 月	当社取締役常務執行役員管理本部長（物流本部管掌）
2023年 4 月	当社取締役常務執行役員管理本部長（物流本部管掌兼品質部管掌）
2024年 4 月	当社取締役常務執行役員管理本部長
2025年 4 月	当社取締役常務執行役員管理本部長、E C事業部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

兼平修一氏は、長年にわたり金融業務に携わり、豊富な海外勤務経験と専門的な知識を有しております。当社においてもそれらの経験等を活かし、管理部門を指揮・統括してきており、当社の業務全般及び事業経営に関する幅広い知見を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

ふく だ ひでのり

福田 英範

■ 在任年数11年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日

1947年7月3日

■ 所有する当社の株式数

16,925株

■ 取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	大日本印刷株式会社入社
1996年12月	大日本製本株式会社代表取締役社長
2009年10月	DICグラフィックス株式会社取締役常務執行役員
2014年4月	当社顧問
2014年5月	北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長
2014年6月	当社取締役社長補佐
2016年5月	当社取締役社長補佐執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

福田英範氏は、企業経営者としての豊富な経験と実績があり、当社及びグループ会社においても、取締役として経営に参画し培われた豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

もと き あゆむ

元木 歩

■ 在任年数4年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日

1965年3月14日

■ 所有する当社の株式数

1,353株

■ 取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社
2010年4月	当社量販店第二営業部部长代行
2011年4月	当社量販店第二営業部長
2015年4月	当社経営統括部長兼経営戦略室長
2016年4月	当社経営統括部長
2016年5月	当社執行役員経営統括部長
2017年4月	当社執行役員経営統括部長兼ネット通販事業室長
2018年4月	当社執行役員経営統括部長兼特命案件推進チーム(リーダー)
2020年4月	当社執行役員経営統括部長
2020年11月	当社執行役員調達部長兼調達部長
2021年5月	上海世霸包装材料有限公司董事長（現任）
2021年6月	当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長
2021年8月	当社取締役執行役員 調達本部長兼調達部長兼ベンダー推進部長
2021年10月	当社取締役執行役員調達本部長兼調達部長
2022年4月	当社取締役執行役員営業本部長
2024年4月	当社取締役執行役員物流本部長（現任）

取締役候補者とした理由

元木 歩氏は、入社以来長年にわたり営業部門を担当したのち、企画部門、調達部門、物流部門の長を歴任するなど、当社業務に幅広く精通し、豊富な経験と実績を有しております。当社グループの更なる成長と企業価値向上に向けた戦略の実現を図るため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員4名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における 地位及び担当	在任年数	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	再任	毛 塚 和 男	取締役（常勤監査等委員）	2年	93% (14回／15回)	88% (7回／8回)
2	再任 社外 独立	古 川 肇	社外取締役（監査等委員）	2年	100% (15回／15回)	100% (8回／8回)
3	再任 社外 独立	村 岡 公 一	社外取締役（監査等委員）	2年	93% (14回／15回)	100% (8回／8回)
4	新任 社外 独立	藤 瀬 敦 賀	—	—	—	—

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 古川 肇、村岡公一及び藤瀬敦賀の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 古川 肇氏が、当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
4. 村岡公一氏が、監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
5. 当社は、古川 肇及び村岡公一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、藤瀬敦賀氏の選任が承認された場合は、同氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、毛塚和男、古川 肇、村岡公一の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、藤瀬敦賀氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在のものであります。

候補者
番号

1

け づ か か ず お

毛塚 和男

■ 在任年数 2 年（本総会終結時）

■ 再任

■ 生年月日

1951年 3月 26日

■ 所有する当社の株式数

200株

■ 取締役会への出席状況

93%（14回/15回）

■ 監査等委員会への出席状況

88%（7回/8回）

監査等委員である取締役候補者とした理由

毛塚和男氏は、企画部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しており、経営全般の監視と有益な助言をいただいております。その経験等を当社の監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 8 月	当社入社
1999年 4 月	当社企画管理部次長
2003年 4 月	当社企画管理部長
2016年 4 月	当社経営統括部主査
2016年 6 月	当社常勤監査役
2023年 6 月	当社取締役常勤監査等委員（現任）

候補者
番号

2

ふ る か わ は じ め

古川 肇

■ 在任年数 2 年（本総会終結時）

■ 再任

■ 社外

■ 独立

■ 生年月日

1956年 3月 12日

■ 所有する当社の株式数

500株

■ 取締役会への出席状況

100%（15回/15回）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（8回/8回）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古川 肇氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税務の専門家として財務及び会計に関する専門的な知識・経験を有しております。それらの経験を当社の監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、税理士として当社及び関係会社の収支へのアドバイス、当社取締役の報酬等に関する助言及び監督機能を果たしていただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 9 月	西崎高正税理士事務所入所
1981年 6 月	東京税理士会入会、税理士登録
1994年 1 月	西崎高正税理士事務所継承
	古川肇税理士事務所開設（現任）
1995年 6 月	当社監査役
2015年 6 月	当社取締役
2023年 6 月	当社取締役監査等委員（現任）

候補者
番号

3

むら おか こう いち

村岡 公一

■ 在任年数 2 年（本総会終結時）

再任

社外

独立

■ 生年月日

1950年6月18日

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 取締役会への出席状況

93%（14回/15回）

■ 監査等委員会への出席状況

100%（8回/8回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 1 月 村岡運輸株式会社入社
1984年 4 月 同社専務取締役
1986年 9 月 同社代表取締役社長（現任）
1987年 6 月 当社監査役
2023年 6 月 当社取締役監査等委員（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村岡公一氏は、村岡運輸株式会社の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有益な助言をいただいております。それらの経験等を当社の経営に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関する助言及び経営計画の進捗等の監督に尽力していただくことを期待しております。

候補者
番号

4

ふじ せ あつ よし

藤瀬 敦賀

■ 在任年数 一年（本総会終結時）

新任

社外

独立

■ 生年月日

1959年11月24日

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 取締役会への出席状況

—%（一回/一回）

■ 監査等委員会への出席状況

—%（一回/一回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
米林和吉法律事務所入所
2010年 1 月 米林和吉法律事務所を米林・藤瀬法律事務所に名称変更（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤瀬敦賀氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。それらの経験等を当社の監査に活かしていただくため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には、弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法務的な観点から経営全般の監督機能及び当社のガバナンス体制の強化に尽力していただくことを期待しております。

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

本総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成は次のとおりであります。

氏名	地位	経営戦略	営業 マーケティング	サステナビ リティ	財務 会計	法務 リスク管理	製造 技術開発
樋口 肇	代表取締役 社長執行役員	○	○	○		○	
兼平 修一	取締役 専務執行役員	○		○	○	○	
元木 歩	取締役 常務執行役員	○	○				○
福田 英範	取締役 社長補佐執行役員	○	○				○
毛塚 和男	取締役 常勤監査等委員	○			○		
古川 肇	社外取締役 監査等委員				○	○	
村岡 公一	社外取締役 監査等委員	○					
藤瀬 敦賀	社外取締役 監査等委員					○	

(注) 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要拡大により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、金融政策の変更による金利上昇、中東地域をめぐる情勢、米国新政権の通商政策による国内景気への影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、原材料価格の高止まり、物流コストの高騰、為替相場の変動といった外部要因の影響は続いているものの、インバウンド消費の増加により来店型店舗における包装資材需要は高まっており、手提袋を中心に紙製品事業は好調に推移いたしました。また、E C市場拡大と環境意識の高まりから、紙製宅配資材の販売も堅調に推移いたしました。

このような環境のもと、当社グループは2024年5月10日に第2次中期経営計画『環境と共に歩む次世代パッケージ企業～創業120年の誇りを胸に～』を公表いたしました。『成長戦略の追求と環境経営基盤の構築』を基本方針とし、「紙製品事業への注力」、「新規事業開拓」、「環境偏差値向上」、「人的資本・ガバナンス強化」、「経営基盤戦略」に注力し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

当連結会計年度においては、経営基盤強化のためのシステム刷新を実施したほか、生産設備や環境への投資を行い、グループ全体の収益性向上及び経営資源の効率化に向けた取り組みを強化するとともに、政策保有株式を縮減することで資本効率化を推進してまいりました。また、成長牽引製品である宅配袋をはじめ、当社製品のさらなる販売チャネルの拡大を図るため、物流資材に特化した自社通販サイト「B A G - O n」を新規事業として立ち上げました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は27,579百万円（前年同期比2.8%増）、営業利益901百万円（前年同期比12.8%減）、経常利益1,022百万円（前年同期比5.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益976百万円（前年同期比12.7%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、各セグメントのセグメント損益（営業損益）は、各セグメントに配分していない全社費用682百万円を配分する前の金額であります。

<セグメント別売上高及び受注高>

セグメント区分	売上高（百万円）	前年同期比（％）	受注高（百万円）	前年同期比（％）
紙 製 品 事 業	15,239	103.7	15,328	103.5
化 成 品 事 業	5,684	102.7	5,702	102.4
そ の 他 事 業	6,655	100.6	6,671	100.6
合 計	27,579	102.8	27,702	102.6

■紙製品事業

紙製品事業につきましては、国内における個人消費の回復もあり、主力の角底袋、宅配袋、手提袋、紙器の販売が好調に推移し、売上高は前年同期に比べ550百万円増加して15,239百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は、紙製品事業へのリソース集中・生産体制の効率化施策を推進するも、原材料費や人件費のほか、生産設備の増強・維持更新に伴うコスト増加による粗利率の低下に加え、経営戦略に基づいたシステム・制度の刷新コストを計上したことにより、前年同期に比べ52百万円減少して1,266百万円となりました。

■化成品事業

化成品事業につきましては、環境意識の高まりから包装資材の脱プラ・紙化の流れが継続しているものの、インバウンド消費の増加により、売上高は前年同期に比べ149百万円増加して5,684百万円となりました。セグメント利益（営業利益）は、事業構造改革により黒字化は継続しているものの、人件費・物流費の増加の影響により、前年同期に比べ11百万円減少して118百万円となりました。

■その他事業

その他事業につきましては、S・V・S（スーパーバッグ・ベンダー・システム）を主たる事業として展開しております。売上高は前年同期に比べ42百万円増加して6,655百万円となりました。品目ごとの販売構成では、ギフト用品や販促品が増加しております。セグメント利益（営業利益）は、粗利益額が増加したことから、前年同期に比べ7百万円増加して200百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は316百万円であり、その主なものは、生産設備等の増設や更新によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債及び新株式の発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、雇用・所得環境の改善から、国内の消費マインドが加速し、景気は緩やかに回復することが期待されます。一方で、物価の継続的な上昇懸念、為替相場の大幅な変動に加えて、世界情勢の長期不安定化など、引き続き先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、2024年5月10日に公表いたしました第2次中期経営計画『環境と共に歩む次世代パッケージ企業～創業120年の誇りを胸に～』において『成長戦略の追求と環境経営基盤の構築』を基本方針とした3ヵ年計画として取り組んでまいります。2026年3月期は計画の2年目にあたり、紙製品事業を主体としたエリア戦略推進による営業力の増強、自社通販サイト活用等によるターゲット市場及び顧客の開拓、設備更新・環境関連への積極的な投資を実行していくことで、「稼ぐ力」と「造る力」による成長モデルの構築を目指します。

そのために、

- ①紙製品事業への注力
- ②環境配慮製品を含めた新規事業開拓
- ③環境偏差値向上への取り組み
- ④人的資本への取り組みとガバナンス強化
- ⑤経営基盤戦略（社内システム高度化、サプライチェーン強化他）

を経営基本方針として定め、持続的な成長と長期利益の実現に取り組んでまいります。

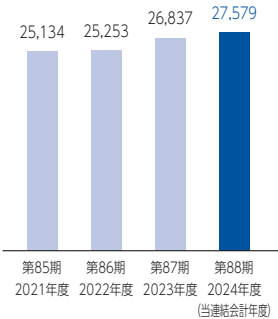
株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

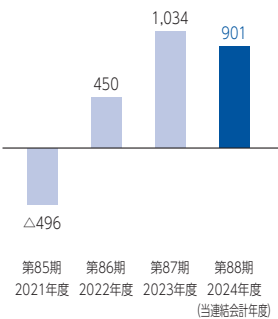
区 分	第 85 期 2021 年度	第 86 期 2022 年度	第 87 期 2023 年度	第 88 期 2024 年度 (当連結会計年度)
売 上 高	25,134百万円	25,253百万円	26,837百万円	27,579百万円
営業利益又は営業損失 (△)	△496百万円	450百万円	1,034百万円	901百万円
経常利益又は経常損失 (△)	△503百万円	472百万円	1,076百万円	1,022百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△642百万円	473百万円	866百万円	976百万円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△420 51円	309 96円	570 84円	658 65円
総 資 産 額	13,779百万円	14,125百万円	15,597百万円	14,600百万円
純 資 産 額	2,453百万円	2,985百万円	4,153百万円	4,730百万円
1株当たり純資産額	1,597円 38銭	1,944円 73銭	2,794円 25銭	3,181円 24銭

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第88期の期首から適用しており、第87期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第88期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を第88期の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、第87期については遡及適用後の数値となっております。

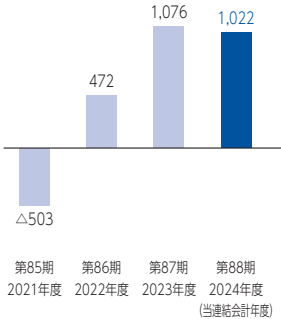
■ 売上高 (百万円)



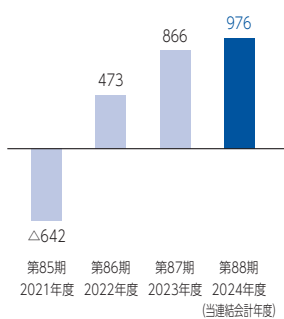
■ 営業利益又は営業損失 (△) (百万円)



■ 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北海道スーパーバッグ株式会社	60百万円	100.0 %	紙袋の製造を委託しております。
上海世霸包装材料有限公司	660万米ドル	100.0 %	ポリ袋の製造を委託しております。
台湾超級包装材料有限公司	600万台湾ドル	89.8 %	台湾国内にて、紙袋等の販売を行っております。
上海世霸商貿有限公司	50万人民元	(100.0 %)	中国国内にて、紙袋、ポリ袋、用度品、消耗資材等の販売を行っております。

(注) 1. 当社の議決権比率の()は、間接所有分内数であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 製 品	売上高構成比
紙 製 品 事 業	手提袋、宅配袋、紙器、包装紙	55.3 %
化 成 品 事 業	ポリ袋、ゴミ袋	20.6 %
そ の 他 事 業	事務用品、清掃用品、販促品、レジ用品	24.1 %

(8) 主要な事業所及び工場

①当社

本 社	東京都豊島区
支 店	大阪支店（大阪市都島区）、福岡支店（福岡市博多区）
営業所	札幌営業所（札幌市中央区）、郡山営業所（福島県郡山市）、名古屋営業所（名古屋市西区）、広島営業所（広島市西区）
工 場	所沢工場（埼玉県所沢市）、鶴ヶ島工場（埼玉県鶴ヶ島市）

②子会社

国 内	北海道スーパーバッグ(株)（三笠市）
海 外	上海世霸包装材料有限公司（中国）、上海世霸商貿有限公司（中国）、台湾超級包装材料有限公司股份有限公司（台湾）

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
389名〔53名〕	10名減〔4名増〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340名〔50名〕	0名〔4名増〕	40.8歳	18.5年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,276百万円
株式会社三菱UFJ銀行	746
農林中央金庫	280
株式会社埼玉りそな銀行	272
株式会社商工組合中央金庫	150

2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,763,000株
(2) 発行済株式の総数 1,686,154株（自己株式202,997株を含む。）
(3) 当事業年度末の株主数 1,435名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
福 田 産 業 株 式 会 社	446,797 株	30.12 %
王 子 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	68,395	4.61
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	59,022	3.98
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	58,497	3.94
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	50,636	3.41
ヨ シ ダ ト モ ヒ ロ	50,400	3.40
中 村 英 生	36,400	2.45
稲 田 清 春	32,900	2.22
樋 口 真 弓	30,000	2.02
伊 藤 忠 紙 パ ル プ 株 式 会 社	24,400	1.65

(注) 1. 当社は、自己株式を202,997株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

役 員 区 分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）	1,933株	4名

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	樋 口 肇	北海道スーパーバッグ株式会社代表取締役社長 台湾超級包装材料股份有限公司董事長
取 締 役	兼 平 修 一	管理本部長
取 締 役	福 田 英 範	社長補佐
取 締 役	本 橋 秀 明	上海世霸包装材料有限公司出向総経理 台湾超級包装材料股份有限公司出向総経理
取 締 役	元 木 歩	物流本部長 上海世霸包装材料有限公司董事長
取 締 役 (常勤監査等委員)	毛 塚 和 男	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 川 肇	税理士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 岡 公 一	村岡運輸株式会社代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	米 林 和 吉	弁護士

- (注) 1. 上記取締役のうち、古川 肇、村岡公一及び米林和吉の各氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、毛塚和男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員毛塚和男氏は、長年にわたり経理・企画管理部門の経験を重ねてきており、財務及び会計に関しての専門的な知識を有しております。
4. 当社は取締役古川 肇、村岡公一及び米林和吉の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
兼平 修一	管理本部長	管理本部長、E C事業部管掌	2025年4月1日

（ご参考）執行役員体制

当社は、当社グループを取り巻く環境の変化に適切かつ迅速に対応できるよう、執行役員制度を導入しております。2025年4月1日現在の執行役員体制は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
代表取締役社長執行役員	樋 口 肇 ※	取締役執行役員	元 木 歩 ※
取締役常務執行役員	兼 平 修 一 ※	執行役員	田 中 栄 一
取締役社長補佐執行役員	福 田 英 範 ※	執行役員	上 脇 伸 吾
取締役執行役員	本 橋 秀 明 ※	執行役員	手 塚 浩 彦

（注）※は、取締役を兼任いたします。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反する行為と認識しながら行った行為に起因して生じた損害は担保されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、保険料は全額会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下「決定方針」という。）を取締役会決議により決定しております。

1. 基本方針

取締役の報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、金銭による固定報酬、賞与、株式報酬とで構成しております。各取締役の役位、職責及び在任年数に応じ、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案し、株主総会の後に開催される監査等委員である取締役を含む取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で決定いたします。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬については、業務執行に対する監督機能を確保する観点から固定報酬としての基本報酬のみで構成しております。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は月額固定報酬とし、各取締役の役位、職責及び在任年数に応じ、他社水準、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

3. 業績連動報酬等に関する方針

賞与は、会社の業績が向上し計画を上回る利益を計上した場合に、各取締役の業績の寄与度を斟酌して決定し決算期に支給いたします。

4. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、毎年一定の時期に支給する譲渡制限付株式とし、各取締役に対する個別付与株式数は各取締役の役位、職責に応じて基本報酬の金額を考慮しながら総合的に勘案して決定いたします。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月29日開催の第86回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長樋口 肇が取締役の個人別の報酬等の額の具体的内容を決定しております。当該権限を委任した理由は、代表取締役社長は経営全般に関わり各取締役の業績等を最も評価できる立場にあるためであります。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は原案を社外取締役に諮問し、答申を得た上で、その答申内容を尊重して決定することとしております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	退職慰労金	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	65 百万円 （－）	60 百万円 （－）	1 百万円 （－）	3 百万円 （－）	5 名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	21 百万円 （10 百万円）	21 百万円 （10 百万円）	0 百万円 （－）	－ （－）	4 名 （3 名）
合 計	87 百万円	81 百万円	1 百万円	3 百万円	9 名

- （注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金は、当事業年度に費用処理した役員退職慰労引当金繰入額であります。なお、2024年6月27日開催の第87回定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度は同日をもって廃止いたしました。
3. 譲渡制限付株式報酬は、当事業年度において費用処理した金額であります。また、対象となる役員の員数は4名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）村岡公一氏は村岡運輸株式会社の代表取締役社長を兼職しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 古川 肇	取締役会 100% (15回/15回) 監査等委員会 100% (8回/8回)	取締役会において、独立した客観的な立場から、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っております。主に、税理士としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、会計及び税務上の留意点に関して専門の見地から助言を行うなど、当社グループの企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っており、適切な監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 村岡 公一	取締役会 93% (14回/15回) 監査等委員会 100% (8回/8回)	取締役会において、独立した客観的な立場から、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。主に、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営上の重要事項に関して助言を行うなど、当社グループの企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っており、適切な監督機能を担っております。
取締役（監査等委員） 米林 和吉	取締役会 93% (14回/15回) 監査等委員会 88% (7回/8回)	取締役会において、独立した客観的な立場から、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。主に、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、コンプライアンスの強化に関して専門の見地から助言を行うなど、当社グループの企業価値向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化のために適切な役割を果たしております。 また、監査等委員会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っており、適切な監督機能を担っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査人の監査計画及び報酬見積り額の算出根拠等を確認し、妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2023年6月29日に開催した取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針について次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制を整備するために、取締役会規則その他関連規則を制定し、取締役並びに従業員が法令及び定款を遵守することの徹底を図るとともに、実効性ある内部統制システムの構築に努める。
- (2) 監査等委員会は、内部統制システムの有効性と機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行う。
- (3) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的信頼の維持及び業務の公正性を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。また、コンプライアンスを推進するために、「スーパーバグ株式会社 行動憲章」を制定し、これを遵守するとともに、従業員が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として「内部通報制度」を設置する。
- (4) 反社会的勢力及び団体の不当要求に屈することなく、毅然とした態度で臨む旨を「スーパーバグ株式会社 行動憲章」に定め、これを遵守するとともに、警察当局や特殊暴力対策連合会などの外部機関との情報交換や各種研修会への参加により信頼関係の構築及び連携に努め、反社会的勢力排除のための整備強化を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。取締役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとする。
- (2) 情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」を制定し、情報資産の保存、管理を徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の業務執行に関わるリスクについては、発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
- (2) リスクの防止及び損失の最小化を図るために「リスク管理規程」を制定し、リスク管理体制を明確化する。
- (3) 緊急事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、迅速かつ組織的な対応を行い、被害対策と被害の拡大防止に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- (2) 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に取締役及び各本部長等によって構成される本部長会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (3) 「組織及び職務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務分掌、権限を明確にし、取締役の効率的かつ適正な職務執行を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ会社に対し、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、営業成績、財務状況その他の重要事項及び発生した重要な事象について、当社の担当部門へ定期的な報告を求め、各担当部門長はこれを整理し、当社内必要機関に報告する。また、本部長会においてグループ会社に対するヒヤリングを半期ごとに実施し、それぞれの取締役に対し重要事項の報告を義務付ける。

(2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

グループ会社に対しては、「リスク管理規程」に準拠したリスク管理を求めるとともに、当社においては「関係会社管理規程」にグループ会社の重大なクレーム、その他事故の発生等、品質に関する事項について担当部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「関係会社管理規程」にグループ会社の業務執行に関する事項についての担当部署を規定しており、担当部門長は担当する業務の遂行及び改善についてグループ会社に対する指導指針を策定し、必要に応じて本部長会の承認を得て、随時指示を与え指導する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ会社は法令等に違反又はその懸念が生じた場合、速やかに当社のコンプライアンス委員会に報告する。
- ・グループ会社の監査役は常にグループ会社の業務が適正に執行されているかにつき監査を実施し、当社監査等委員会は、必要な範囲で関係会社に対し事業の経過の概要につき報告を求めることができる。また、グループ会社に対する監査は、当社の「内部監査規程」に基づき、当社監査部門により実施する。
- ・当社は、当社グループの取締役に対し、適宜法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会は、内部監査室所属の使用人に、監査等委員会の職務に必要な事項を命令することができるものとする。

(2) 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長からの指揮命令を受けないものとする。また、当該職務を補助する使用人の人事に係る事項は、監査等委員会と協議の上で決定するものとする。

(3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務を優先して従事するものとする。

7. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループの取締役及び使用人は法令及び定款違反などの事実を発見した場合の他、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に速やかに報告する。また、報告者に対

し不正な目的で通報を行った場合を除き、監査等委員会への情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。

- (2) 監査等委員会は、取締役会の他、当社グループの重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要な文書については監査等委員会の判断に基づき、随時閲覧できるものとし、必要な場合には取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から説明を求める。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役をはじめとする執行部門との会合をもち、経営上の課題、監査上の課題等について、意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会の監査が実効的に行われるために、監査等委員会は必要に応じて、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査室からも監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書の提出のため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を確保する内部統制体制の整備及び運用を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取り組み

当社は、当社及び当社グループ各社の役員及び使用人に対し、コンプライアンス意識の向上を図るため、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び社内規程等を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度として、社内外に公益通報の相談窓口を設置しており、定期的に社内報やコンプライアンスに関するメールマガジンの配信を通じて、内部通報制度の周知及び法令遵守の啓蒙に努めております。

②リスク管理に関する取り組み

当社及び当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼすリスクの予防・低減のため、財務リスク委員会を定期的に開催し、各種リスクの把握・分析・評価の上、その対応策について協議を行っております。その他のリスク管理体制としては、安全衛生委員会を月1回開催し、職場環境についての課題を洗い出し、改善対応に努めております。

③内部監査及び内部統制に関する取り組み

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。監査結果は社長及び監査等委員会に定期的に報告するとともに、取締役会に対して年1回の報告を行っております。

また、当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを実施し、改善に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、2007年6月28日開催の第70回定時株主総会において、剰余金の配当等の決定については、株主総会の決議とともに取締役会の決議によっても行うことができる旨（当社定款第44条）の決議をいただいておりますが、期末配当金につきましては、定時株主総会の決議により決定することを原則としております。

また、当社は株主の皆様への利益還元の充実を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、今後の設備投資及び成長戦略の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、長期的安定配当を行うことを基本方針としております。

当社は本年をもちまして創業120周年を迎えました。これもひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご指導の賜物であると心より感謝申し上げます。

当期末の配当につきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、普通配当90円に加え、記念配当15円を実施し、1株当たり105円といたしました。

~~~~~

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については、四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                      |               |
|------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,173</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>7,356</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,834         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 2,334         |
| 受 取 手 形                | 89            | 電 子 記 録 債 務                  | 2,569         |
| 売 掛 金                  | 3,737         | 短 期 借 入 金                    | 1,147         |
| 電 子 記 録 債 権            | 756           | リ ー ス 債 務                    | 177           |
| 商 品 及 び 製 品            | 2,133         | 未 払 金                        | 434           |
| 仕 掛 品                  | 241           | 未 払 法 人 税 等                  | 215           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 283           | 未 払 消 費 税 等                  | 85            |
| そ の 他                  | 115           | 契 約 負 債                      | 11            |
| 貸 倒 引 当 金              | △19           | 賞 与 引 当 金                    | 214           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>4,427</b>  | 設 備 関 係 電 子 記 録 債 務          | 10            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>2,123</b>  | 設 備 関 係 未 払 金                | 23            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 624           | そ の 他                        | 132           |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 671           | <b>固 定 負 債</b>               | <b>2,513</b>  |
| 土 地                    | 644           | 長 期 借 入 金                    | 1,726         |
| リ ー ス 資 産              | 139           | リ ー ス 債 務                    | 83            |
| 建 設 仮 勘 定              | 24            | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 657           |
| そ の 他                  | 20            | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金            | 45            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>99</b>     | <b>負 債 合 計</b>               | <b>9,870</b>  |
| リ ー ス 資 産              | 1             | <b>純 資 産 の 部</b>             |               |
| 電 話 加 入 権              | 15            | <b>株 主 資 本</b>               | <b>4,228</b>  |
| そ の 他                  | 82            | 資 本 金                        | 1,374         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,204</b>  | 資 本 剰 余 金                    | 1,242         |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,483         | 利 益 剰 余 金                    | 1,984         |
| 差 入 保 証 金              | 106           | 自 己 株 式                      | △373          |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 385           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>489</b>    |
| 繰 延 税 金 資 産            | 226           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 340           |
| そ の 他                  | 3             | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益                | △0            |
| 貸 倒 引 当 金              | △0            | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 178           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>14,600</b> | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △28           |
|                        |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>11</b>     |
|                        |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>4,730</b>  |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>14,600</b> |

# 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |
|-----------------|--------|
| 売上高             | 27,579 |
| 売上原価            | 22,074 |
| 売上総利益           | 5,504  |
| 販売費及び一般管理費      | 4,602  |
| 営業利益            | 901    |
| 営業外収益           |        |
| 受取配当金           | 45     |
| 為替差益            | 0      |
| 持分法による投資利益      | 80     |
| 受取賃貸料           | 25     |
| その他             | 42     |
| 営業外費用           |        |
| 支払利息            | 69     |
| その他             | 5      |
| 経常利益            | 1,022  |
| 特別利益            |        |
| 固定資産売却益         | 0      |
| 投資有価証券売却益       | 298    |
| 特別損失            |        |
| 固定資産除却損         | 1      |
| 投資有価証券売却損       | 0      |
| 子会社清算損          | 284    |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,034  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 282    |
| 法人税等調整額         | △222   |
| 当期純利益           | 974    |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 1      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 976    |

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |       |      |        |
|-------------------------|-------|-------|-------|------|--------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高                   | 1,374 | 1,241 | 1,141 | △376 | 3,380  |
| 当期変動額                   |       |       |       |      |        |
| 剰余金の配当                  |       |       | △133  |      | △133   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |       |       | 976   |      | 976    |
| 自己株式の取得                 |       |       |       | △0   | △0     |
| 譲渡制限付株式報酬               |       | 1     |       | 3    | 5      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |       |       |       |      |        |
| 当期変動額合計                 | —     | 1     | 843   | 3    | 848    |
| 当期末残高                   | 1,374 | 1,242 | 1,984 | △373 | 4,228  |

|                         | その他の包括利益累計額      |             |              |                  |                   | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|-------------|--------------|------------------|-------------------|---------|-------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |       |
| 当期首残高                   | 509              | 1           | 187          | 59               | 758               | 13      | 4,153 |
| 当期変動額                   |                  |             |              |                  |                   |         |       |
| 剰余金の配当                  |                  |             |              |                  |                   |         | △133  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                  |             |              |                  |                   |         | 976   |
| 自己株式の取得                 |                  |             |              |                  |                   |         | △0    |
| 譲渡制限付株式報酬               |                  |             |              |                  |                   |         | 5     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △168             | △2          | △9           | △88              | △269              | △2      | △271  |
| 当期変動額合計                 | △168             | △2          | △9           | △88              | △269              | △2      | 577   |
| 当期末残高                   | 340              | △0          | 178          | △28              | 489               | 11      | 4,730 |



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項  
子会社は、全て連結しております。  
連結子会社の数           4社  
連結子会社の名称       北海道スーパーバッグ(株)、上海世霸包装材料有限公司、  
台湾超級包装材料有限公司、上海世霸商貿有限公司
2. 持分法の適用に関する事項  
関連会社については、持分法を適用しております。  
持分法を適用した関連会社の数       1社  
会社の名称               NARAI SUPERBAG CO.,LTD.
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社のうち、上海世霸包装材料有限公司及び上海世霸商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券  
    その他有価証券  
        市場価格のない株式等以外のもの     … 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
        市場価格のない株式等     …………… 移動平均法による原価法
    - ②棚卸資産  
    商品及び製品、仕掛品、原材料     …………… 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産（リース資産を除く）…… 当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。  
    ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
    在外連結子会社は定額法を採用しております。  
    なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
        建物及び構築物     …………… 3～50年  
        機械装置及び運搬具     …………… 2～17年  
    また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
    - ②無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法によっております。  
    なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - ③リース資産  
    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ②賞与引当金  
    従業員（使用人兼務役員を含む）賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2024年6月27日開催の定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、同定時株主総会終結までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

②重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度より費用処理しております。

・未認識数理計算上の差異の処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

製品及び商品の販売

紙製品、化成品、その他事業全てにおいて、製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断し、一時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は、値引き、売上割引等の変動対価を考慮して算定しております。

製品及び商品の販売契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤連結計算書類に係る記載金額の表示単位

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|               | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産        | 226 百万円 |
| 繰延税金負債と相殺前の金額 | 531 百万円 |

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①見積りの算出方法

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産を計上しております。

##### ②主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、経営者の承認を得た利益計画及び過去の実績等を総合的に勘案し算定しております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づき慎重に検討しておりますが、様々な要因による将来の不確実な経済状況や経営状況の影響により見積りと乖離が発生した場合や、税制改正により実効税率が変動した場合などにより翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        | 当連結会計年度   |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 2,123 百万円 |
| 無形固定資産 | 99 百万円    |

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①見積りの算出方法

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基礎にグルーピングを行い、工場を主要な資産グループとし、減損の兆候を把握しております。営業損益が2期連続してマイナスとなる等、減損の兆候が把握された場合に、主に不動産鑑定士の評価額を将来時点における正味売却価額とし、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

##### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主な仮定は、経営者の承認を得た利益計画を基礎として将来の収益、成長率を算定し、主要な資産の耐用年数を見積り期間としております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損損失の認識の判定に当たっては、将来の収益等を慎重に検討しておりますが、事業計画の変更や市場環境の変化などによって不確実性が増した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 建物及び構築物   | 403 百万円   |
| 機械装置及び運搬具 | 40 百万円    |
| 土 地       | 641 百万円   |
| 計         | 1,085 百万円 |

(2) 担保に係る債務

|           |           |
|-----------|-----------|
| 短 期 借 入 金 | 944 百万円   |
| 長 期 借 入 金 | 1,514 百万円 |
| 計         | 2,459 百万円 |

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

|           |            |
|-----------|------------|
| 有形固定資産    | 10,619 百万円 |
| 建物及び構築物   | 3,354 百万円  |
| 機械装置及び運搬具 | 6,481 百万円  |
| リ ー ス 資 産 | 418 百万円    |
| そ の 他     | 365 百万円    |

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

|         |             |
|---------|-------------|
| 普 通 株 式 | 1,686,154 株 |
|---------|-------------|

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類   | 配当の原資     | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普 通 株 式 | 利 益 剰 余 金 | 133             | 90              | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類   | 配当の原資     | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|---------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月27日<br>定時株主総会 | 普 通 株 式 | 利 益 剰 余 金 | 155             | 105             | 2025年3月31日 | 2025年6月30日 |

(注) 1株当たり配当額には記念配当15円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、投資先の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会等に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関する事項については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

（単位：百万円）

|                         | 連結貸借対照表計上額 | 時価    | 差額  |
|-------------------------|------------|-------|-----|
| 投資有価証券<br>その他有価証券       | 1,209      | 1,209 | —   |
| 資産計                     | 1,209      | 1,209 | —   |
| 長期借入金（1年以内返済予定長期借入金を含む） | 2,823      | 2,791 | △32 |
| 負債計                     | 2,823      | 2,791 | △32 |
| デリバティブ取引 ※              | (0)        | (0)   | —   |

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は「資産 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 273        |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

| 区分           | 時価（百万円） |      |      |       |
|--------------|---------|------|------|-------|
|              | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |      |      |       |
| 其他有価証券       |         |      |      |       |
| 株式           | 1,209   | —    | —    | 1,209 |
| 資産計          | 1,209   | —    | —    | 1,209 |
| デリバティブ取引     | —       | 0    | —    | 0     |
| 負債計          | —       | 0    | —    | 0     |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

| 区分    | 時価（百万円） |       |      |       |
|-------|---------|-------|------|-------|
|       | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 長期借入金 | —       | 2,791 | —    | 2,791 |
| 負債計   | —       | 2,791 | —    | 2,791 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、紙手提袋を主とした紙袋や紙器等の製造・販売を行う「紙製品事業」、レジ袋を主としたポリ袋等の製造・販売を行う「化成品事業」並びに、用度品、消耗資材の一括受注納品システム S・V・S（スーパーバッグ・バンダー・システム）を中心とした事業を行う「その他事業」の3つを報告セグメントとしており、当該報告セグメントを、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としております。

当該報告セグメントの収益を財又はサービスの種類別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |       |       |        | その他 | 合計     |
|---------------|---------|-------|-------|--------|-----|--------|
|               | 紙製品事業   | 化成品事業 | その他事業 | 計      |     |        |
| 紙袋            | 12,549  | —     | —     | 12,549 | —   | 12,549 |
| 紙器            | 1,763   | —     | —     | 1,763  | —   | 1,763  |
| その他紙製品        | 926     | —     | —     | 926    | —   | 926    |
| ポリ袋           | —       | 4,844 | —     | 4,844  | —   | 4,844  |
| その他化成品        | —       | 839   | —     | 839    | —   | 839    |
| その他商品         | —       | —     | 6,655 | 6,655  | —   | 6,655  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 15,239  | 5,684 | 6,655 | 27,579 | —   | 27,579 |
| 外部顧客への売上高     | 15,239  | 5,684 | 6,655 | 27,579 | —   | 27,579 |

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当連結会計年度（2025年3月31日）

契約負債（期首残高） 32 百万円

契約負債（期末残高） 11 百万円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,181 円 24 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 658 円 65 銭   |

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |  |  |       | 負 債 の 部                 |  |  |       |
|-------------------|--|--|-------|-------------------------|--|--|-------|
| 科 目               |  |  |       | 科 目                     |  |  |       |
| 金 額               |  |  |       | 金 額                     |  |  |       |
| 流 動 資 産           |  |  |       | 流 動 負 債                 |  |  |       |
| 9,681             |  |  |       | 7,217                   |  |  |       |
| 現 金 及 び 預 金       |  |  | 2,451 | 支 払 手 形                 |  |  | 182   |
| 受 取 手 形           |  |  | 88    | 買 掛 金                   |  |  | 2,139 |
| 売 掛 金             |  |  | 3,686 | 電 子 記 録 債 務             |  |  | 2,569 |
| 電 子 記 録 債 権       |  |  | 756   | 短 期 借 入 金               |  |  | 1,084 |
| 商 品 及 び 製 品       |  |  | 2,065 | リ ー ス 債 務               |  |  | 176   |
| 仕 掛 品             |  |  | 240   | 未 払 金                   |  |  | 421   |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   |  |  | 247   | 未 払 費 用                 |  |  | 61    |
| 前 払 費 用           |  |  | 55    | 未 払 法 人 税 等             |  |  | 214   |
| 未 収 入 金           |  |  | 97    | 未 払 消 費 税 等             |  |  | 83    |
| そ の 他             |  |  | 11    | 契 約 負 債                 |  |  | 10    |
| 貸 倒 引 当 金         |  |  | △19   | 預 り 金                   |  |  | 14    |
| 固 定 資 産           |  |  |       | 賞 与 引 当 金               |  |  | 202   |
| 4,360             |  |  |       | そ の 他                   |  |  | 55    |
| 有 形 固 定 資 産       |  |  |       | 固 定 負 債                 |  |  |       |
| 1,959             |  |  |       | 2,358                   |  |  |       |
| 建 物               |  |  | 505   | 長 期 借 入 金               |  |  | 1,675 |
| 構 築 物             |  |  | 5     | リ ー ス 債 務               |  |  | 80    |
| 機 械 及 び 装 置       |  |  | 630   | 退 職 給 付 引 当 金           |  |  | 564   |
| 車 輜 運 搬 具         |  |  | 0     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       |  |  | 38    |
| 工 具 器 具 及 び 備 品   |  |  | 19    | 負 債 合 計                 |  |  |       |
| 土 地               |  |  | 637   | 9,575                   |  |  |       |
| リ ー ス 資 産         |  |  | 135   | 純 資 産 の 部               |  |  |       |
| 建 設 仮 勘 定         |  |  | 25    | 株 主 資 本                 |  |  |       |
| 無 形 固 定 資 産       |  |  |       | 4,126                   |  |  |       |
| 99                |  |  |       | 資 本 金                   |  |  | 1,374 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       |  |  | 59    | 資 本 剰 余 金               |  |  | 1,283 |
| リ ー ス 資 産         |  |  | 1     | 資 本 準 備 金               |  |  | 849   |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 |  |  | 23    | そ の 他 資 本 剰 余 金         |  |  | 433   |
| 電 話 加 入 権         |  |  | 15    | 利 益 剰 余 金               |  |  | 1,841 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   |  |  |       | そ の 他 利 益 剰 余 金         |  |  | 1,841 |
| 2,302             |  |  |       | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       |  |  | 4     |
| 投 資 有 価 証 券       |  |  | 1,275 | 繰 越 利 益 剰 余 金           |  |  | 1,837 |
| 関 係 会 社 株 式       |  |  | 262   | 自 己 株 式                 |  |  | △373  |
| 差 入 保 証 金         |  |  | 103   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |  |  |       |
| 前 払 年 金 費 用       |  |  | 424   | 339                     |  |  |       |
| 繰 延 税 金 資 産       |  |  | 234   | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 |  |  | 340   |
| そ の 他             |  |  | 3     | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           |  |  | △0    |
| 貸 倒 引 当 金         |  |  | △0    | 純 資 産 合 計               |  |  |       |
| 資 産 合 計           |  |  |       | 4,465                   |  |  |       |
| 14,041            |  |  |       | 負 債 及 び 純 資 産 合 計       |  |  |       |
|                   |  |  |       | 14,041                  |  |  |       |



損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 |   |    |   |   |   |   |   |   |   | 金 額  |        |
|-----|---|----|---|---|---|---|---|---|---|------|--------|
| 売   | 上 |    |   |   |   |   |   |   | 高 |      | 27,000 |
| 売   | 上 |    |   |   |   |   |   |   | 価 |      | 21,698 |
| 売   | 上 |    |   |   |   |   |   |   | 益 |      | 5,301  |
| 販   | 売 | 費  | 及 | び | 一 | 般 | 管 | 理 | 費 |      | 4,321  |
| 営   | 業 |    |   |   |   |   |   |   | 益 |      | 979    |
| 営   | 業 |    |   |   |   |   |   |   | 外 |      |        |
| 受   | 取 | 利  | 息 | 及 | び | 配 | 当 | 金 |   | 106  |        |
| 受   |   | 取  |   | 賃 |   | 貸 |   | 料 |   | 5    |        |
| 貸   | 倒 | 引  | 当 | 金 | 戻 | 入 |   | 額 |   | 6    |        |
| 受   |   | 取  |   | 保 |   | 険 |   | 金 |   | 0    |        |
| そ   |   |    |   | の |   |   |   | 他 |   | 19   | 138    |
| 営   | 業 |    |   |   |   |   |   |   | 外 |      |        |
| 支   |   | 払  |   |   |   | 利 |   | 息 |   | 67   |        |
| 為   |   | 替  |   |   |   | 差 |   | 損 |   | 1    |        |
| 賃   |   | 貸  |   |   |   | 費 |   | 用 |   | 3    |        |
| そ   |   |    |   | の |   |   |   | 他 |   | 0    | 73     |
| 経   |   | 常  |   |   |   | 利 |   |   | 益 |      | 1,044  |
| 特   |   | 別  |   |   |   | 利 |   |   | 益 |      |        |
| 固   | 定 | 資  | 産 | 売 | 却 | 益 |   |   |   | 0    |        |
| 投   | 資 | 有  | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 | 益 |   | 298  | 299    |
| 特   |   | 別  |   |   |   | 損 |   |   | 失 |      |        |
| 固   | 定 | 資  | 産 | 除 | 却 | 損 |   |   |   | 1    |        |
| 投   | 資 | 有  | 価 | 証 | 券 | 売 | 却 | 損 |   | 0    |        |
| 子   | 会 | 社  | 株 | 式 | 評 | 価 |   |   | 損 |      |        |
|     |   |    |   |   |   |   |   |   |   | 598  | 600    |
| 税   | 引 | 前  | 当 | 期 | 純 | 利 |   |   | 益 |      | 743    |
| 法   | 人 | 税、 | 住 | 民 | 税 | 及 | び | 事 | 業 | 税    |        |
| 法   | 人 | 税  | 等 | 調 | 整 | 額 |   |   |   | 281  |        |
|     |   |    |   |   |   |   |   |   |   | △222 | 59     |
| 当   | 期 |    |   |   |   | 純 | 利 |   | 益 |      | 683    |

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |          |        |           |         |        |
|---------------------|-------|-------|----------|--------|-----------|---------|--------|
|                     | 資 本 金 | 資本剰余金 |          |        | 利益剰余金     |         |        |
|                     |       | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金計 | その他利益剰余金  |         | 利益剰余金計 |
|                     |       |       |          |        | 固定資産圧縮積立金 | 繰越利益剰余金 |        |
| 当期首残高               | 1,374 | 849   | 431      | 1,281  | 4         | 1,286   | 1,291  |
| 当期変動額               |       |       |          |        |           |         |        |
| 剰余金の配当              |       |       |          |        |           | △133    | △133   |
| 当期純利益               |       |       |          |        |           | 683     | 683    |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |       |       |          |        | △0        | 0       | —      |
| 税率変更による積立金の調整額      |       |       |          |        | △0        | 0       | —      |
| 自己株式の取得             |       |       |          |        |           |         |        |
| 譲渡制限付株式報酬           |       |       | 1        | 1      |           |         |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |       |       |          |        |           |         |        |
| 当期変動額合計             | —     | —     | 1        | 1      | △0        | 550     | 550    |
| 当期末残高               | 1,374 | 849   | 433      | 1,283  | 4         | 1,837   | 1,841  |

|                     | 株主資本 |        | 評価・換算差額等     |         |            | 純資産合計 |
|---------------------|------|--------|--------------|---------|------------|-------|
|                     | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 |       |
| 当期首残高               | △376 | 3,570  | 509          | 1       | 511        | 4,082 |
| 当期変動額               |      |        |              |         |            |       |
| 剰余金の配当              |      | △133   |              |         |            | △133  |
| 当期純利益               |      | 683    |              |         |            | 683   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |      | —      |              |         |            | —     |
| 税率変更による積立金の調整額      |      | —      |              |         |            | —     |
| 自己株式の取得             | △0   | △0     |              |         |            | △0    |
| 譲渡制限付株式報酬           | 3    | 5      |              |         |            | 5     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |      |        | △168         | △2      | △171       | △171  |
| 当期変動額合計             | 3    | 555    | △168         | △2      | △171       | 383   |
| 当期末残高               | △373 | 4,126  | 340          | △0      | 339        | 4,465 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 子会社株式及び関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法
    - その他有価証券
      - 市場価格のない株式等以外のもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - 市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
    - 商品及び製品、仕掛品、原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）………… 定率法によっております。
    - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
    - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
      - 建物 …………… 3～50年
      - 機械及び装置 …………… 2～17年
    - また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）………… 定額法によっております。
    - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (3) リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
    - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金
    - 従業員（使用人兼務役員を含む）賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - 退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
      - ①退職給付見込額の期間帰属方法
        - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
      - ②数理計算上の差異の費用処理方法
        - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金
    - 2024年6月27日開催の定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の決議に基づき、同定時株主総会終結までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

##### (3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### 製品及び商品の販売

紙製品、化成品、その他事業全てにおいて、製品及び商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で当該資産に対する支配が顧客に移転されると判断し、一時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時点で収益を認識しております。

取引価格は、値引き、売上割引等の変動対価を考慮して算定しております。

製品及び商品の販売契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来するため、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

##### (5) 計算書類に係る記載金額の表示単位

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

#### 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               | 当事業年度   |
|---------------|---------|
| 繰延税金資産        | 234 百万円 |
| 繰延税金負債と相殺前の金額 | 514 百万円 |

##### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同様の情報を記載しているため省略しております。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        | 当事業年度     |
|--------|-----------|
| 有形固定資産 | 1,959 百万円 |
| 無形固定資産 | 99 百万円    |

### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表に同様の情報を記載しているため省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

|     |         |
|-----|---------|
| 建 物 | 290 百万円 |
| 土 地 | 635 百万円 |
| 計   | 925 百万円 |

#### (2) 担保に係る債務

|           |           |
|-----------|-----------|
| 短 期 借 入 金 | 942 百万円   |
| 長 期 借 入 金 | 1,502 百万円 |
| 計         | 2,444 百万円 |

### 2. 資産から直接控除した減価償却累計額

|             |           |
|-------------|-----------|
| 有形固定資産      | 9,783 百万円 |
| 建 物         | 2,668 百万円 |
| 構 築 物       | 208 百万円   |
| 機 械 及 び 装 置 | 6,114 百万円 |
| 車 輜 運 搬 具   | 15 百万円    |
| 工具器具及び備品    | 358 百万円   |
| リ ー ス 資 産   | 417 百万円   |

### 3. 保証債務

関係会社の銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 北 海 道 ス ー パ ー バ ッ グ (株) | 113 百万円 |
| 計                       | 113 百万円 |

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|             |        |
|-------------|--------|
| 短 期 金 銭 債 権 | 78 百万円 |
| 短 期 金 銭 債 務 | 97 百万円 |

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|            |         |
|------------|---------|
| 売 上 高      | 0 百万円   |
| 仕 入 高      | 638 百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 61 百万円  |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度の末日における自己株式の数

|         |           |
|---------|-----------|
| 普 通 株 式 | 202,997 株 |
|---------|-----------|

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金資産          |          |
| 貸倒引当金           | 6 百万円    |
| 賞与引当金           | 61 百万円   |
| 退職給付引当金         | 176 百万円  |
| 子会社株式評価損        | 182 百万円  |
| 役員退職慰労引当金       | 12 百万円   |
| 減損損失            | 153 百万円  |
| 未払事業税、事業所税      | 21 百万円   |
| その他             | 16 百万円   |
| 繰延税金資産小計        | 630 百万円  |
| 評価性引当額          | △115 百万円 |
| 繰延税金資産合計        | 514 百万円  |
| 繰延税金負債          |          |
| 前払年金費用          | △132 百万円 |
| 固定資産圧縮積立金       | △1 百万円   |
| その他有価証券評価差額金    | △145 百万円 |
| 繰延税金負債合計        | △280 百万円 |
| 繰延税金資産(△は負債)の純額 | 234 百万円  |

関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

| 種類  | 会社等の名称      | 所在地    | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-------------|--------|----------|-----------|-------------------|-----------|----------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | 北海道スーパーバッグ㈱ | 北海道三笠市 | 60百万円    | 紙製品事業     | (所有)直接100.0       | 製品仕入先     | 債務保証(注1) | 113       | —  | —         |

(注) 1. 当社が子会社各社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。  
2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

|               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,011 円 13 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 460 円 95 銭   |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

スーパーバッグ株式会社  
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人  
東京都港区  
指 定 社 員 公認会計士 人 見 亮三郎  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 本 橋 義 郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバッグ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

スーパーバッグ株式会社  
取締役会 御中

史 彩 監 査 法 人  
東京都港区  
指 定 社 員 公認会計士 人 見 亮三郎  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 本 橋 義 郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スーパーバッグ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### （1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### （2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### （3）連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

スーパーバッグ株式会社 監査等委員会

|         |         |   |
|---------|---------|---|
| 常勤監査等委員 | 毛 塚 和 男 | ㊞ |
| 監査等委員   | 古 川 肇   | ㊞ |
| 監査等委員   | 村 岡 公 一 | ㊞ |
| 監査等委員   | 米 林 和 吉 | ㊞ |

（注）監査等委員古川肇、村岡公一及び米林和吉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

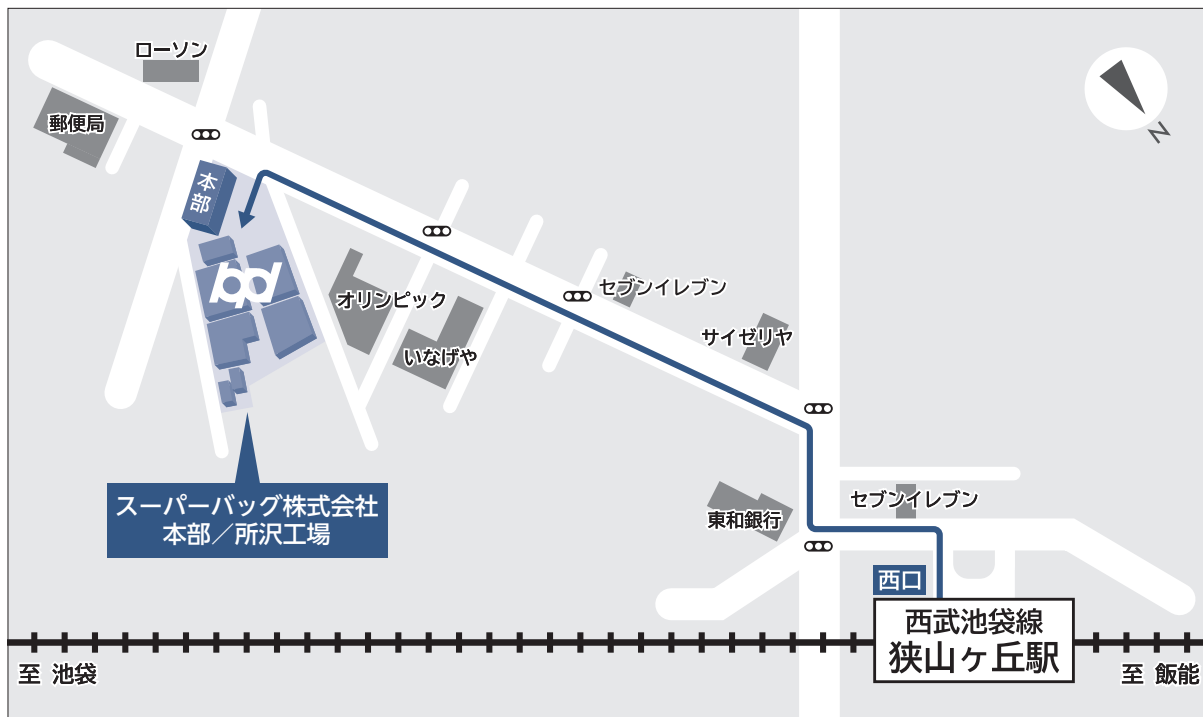
## 株主総会会場ご案内図

### 会 場

埼玉県所沢市若狭一丁目2602番地 当社 所沢工場 会議室

### 交 通

西武池袋線狭山ヶ丘駅西口より徒歩13分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。